意見提出者	NTT東日本 関東病院
1. 項目	ICT 利活用による医療情報の医学・疫学等への二次利用について
2. 既存の制	多くの医療情報が含まれるレセプトデータや特定健診情報を過去から蓄
度・規制等	積して分析することは、医療資源を有効利用した医学・疫学等の発展及び
によってI	国民の健康維持・増進にメリットがあると考えられる。
CT利活用	一方で、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのため
が阻害され	のガイドライン」において、過去に取得した医療情報の利用目的を変更す
ている事	る場合には、患者本人の同意取得を原則としているため、現在定期通院を
例·状況	していない患者を含めた全員から同意を取得することは非現実的と考えら
	れる。
	そのため、ICT 利活用による医療情報の二次利用が困難な状況になって
	いる。
3. ICT利	・個人情報の保護に関する法律
活用を阻害	第 15 条(利用目的の特定)
する制度・	第16条(利用目的による制限)
規制等の根	第 18 条(取得に際しての利用目的の通知等)
拠	・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
	ガイドライン(厚生労働省)
4. ICT利	個人情報の匿名化やセキュリティを担保したうえで医学・疫学等への利
活用を阻害	用目的に限り、過去に取得した医療情報の二次利用に関する同意取得方法
する制度・	を、患者本人への同意取得に限定せず、利用目的の変更を公表することで
規制等の見	同意とする等の例外措置を設けて頂きたい。
直しの方向	
性について	
の提案	